

豊前市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年9月

豊前市通学路安全確保推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれ、死傷するという痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、各小・中学校の通学路について関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じてきました。

また、平成30年5月、新潟市で通学途中の児童が殺害されるという事件が起こったほか、同年6月の大震では学校のプール沿いのブロック塀が倒れて児童が下敷きになり死亡する事件が発生し、交通安全だけでなく、防犯や防災の観点からの対策が求められています。

こうした状況に対応するため、豊前市通学路安全確保推進会議としては、これまでの交通安全にとどまることなく、新たに、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」により示された「登下校防犯プラン」による防犯対策や、学校関係の付属施設及び通学路におけるブロック塀などの対応が必要になったことなど、このたび「豊前市通学路交通安全プログラム」を改正しました。

これによって、これまでの関係機関の見直しを行い、連携しながら、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に万全を期して取り組みます。

2. 通学路安全確保推進会議の再編

掲げる区分に従い委員を選出し、「豊前市通学路安全確保推進会議」を再編しました。

《選出区分》

- ・ 豊前市立小・中学校
- ・ 国土交通省北九州国道事務所
- ・ 福岡県京築県土整備事務所
- ・ 豊前警察署
- ・ 豊前市総務課
- ・ 同 建設課
- ・ 同 都市住宅課
- ・ 豊前市教育委員会

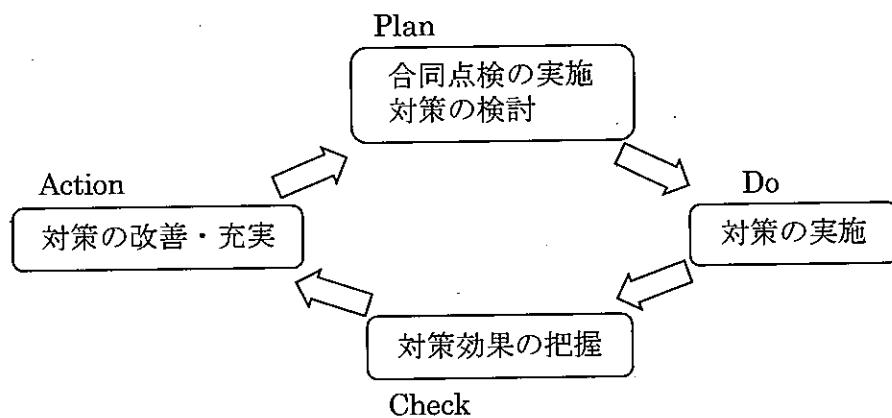
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検実施後も合同点検を継続するとともに、安全対策実施後の効果についても把握をし、対策の改善・充実を図ります。

さらに、これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検

① 危険箇所の抽出及び報告

毎年度当初に、各学校から通学路を示した地図を教育委員会に提出してもらい、取りまとめをおこなったのちに、各小・中学校に交通安全・防犯・防災上の危険箇所の抽出及び報告を要請します。

② 各学校での合同点検とその体制

学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、地元関係者等が参加する合同点検を行います。

③ 通学路安全推進会議による重点課題の設定と合同点検の実施時期等

①と②を踏まえて、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全確保推進会議において、前項の報告に基づき重点課題を設定し、8月以降に合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

前項の合同点検の結果から明らかになった対策が必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育などのソフト対策など各箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

なお、予算やその他諸事情により、対応に期間を要する場合、または、対応が困難な場合は、その理由等を明確にして提示していきます。

(5) 対策効果の把握

安全対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また、客観的に見て安全確保が図られているか等々について、各小・中学校との情報交換等を通して把握します。

(6) 対策の改善・充実

安全対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所図・対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所、また対策が終了した箇所について、関係機関で認識を共有するとともに、学校や保護者、地域の住民にも伝えるために、「対策が必要な箇所及び対策が終了した箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。